

(別添)

開発 0104 第 1 号  
平成 30 年 1 月 4 日

都道府県知事 殿

厚生労働省人材開発統括官  
( \* 公 印 省 略 )

### 技能検定の受検資格について

技能検定の受検資格については、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 45 条、職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「規則」という。）第 64 条から第 64 条の 6 まで及び技能検定の受検資格を定める告示（昭和 45 年労働省告示第 18 号。以下「昭和 45 年告示」という。）に定めている。このうち、昭和 45 年告示第 3 条第 17 号における「厚生労働省人材開発統括官が前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認める者」は、平成 16 年 4 月 1 日付け能発第 0401001 号（最終改正：平成 29 年 7 月 6 日付け能発 0706 第 3 号）の一部として示している。

今般、これを別添のとおり整理するとともに、3 級及び基礎級の技能検定の受検資格に「(ハ) 3 級（前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものは除く。）については、工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたもの」を追加した。平成 30 年 4 月 1 日以降に実施される当該講習の受講者について適用することとしたので、了知いただきたい。